

＜市町村の条例等による医療費助成の受給＞ 報告書
＜組合員に係る市町村民税の課税状況＞

裏面の記入要領をよく読んで記入してください。

組合員証の記号番号				組合員氏名				所属所名			
			—								

市町村の条例等による医療費助成の受給内容	① 該当者氏名及び生年月日	② 続柄	③ 公費コード※	④ 受給	⑤ 受給開始・停止・更新年月日	
	(年 月 日生)			開始 停止 更新	年 月 日	
	(年 月 日生)			開始 停止 更新	年 月 日	
	(年 月 日生)			開始 停止 更新	年 月 日	
	(年 月 日生)			開始 停止 更新	年 月 日	
	※公費コード	提出が必要な市町村の医療費助成条例の名称				
	91	ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例				
	92	重度心身障害者医療費等の助成に関する条例				
	98	乳幼児医療費等の助成に関する条例（組合員と住所を別にする子について報告要）				
	(注1) 開始及び更新の場合は、医療受給者証のコピーを添付してください。 (注2) 所得制限等により停止となった場合は、市町村からその旨通知された文書等のコピーを添付してください。 (注3) 上記による確認書類のコピーは、この報告書の裏面に、のり又はホッチキスで確実に貼り付けてください。 (クリップ留め不可)					

組合員の課税状況	⑥ 組合員に係る市町村民税 (どちらかに○をつけてください。)	非課税である ・ 課税である (前年度は 非課税である ・ 課税である)
	(注1) 報告日現在で確認できる直近の市町村民税の課税状況又はその前年度の課税状況において、非課税に該当する場合に報告してください。 (注2) 非課税に該当された場合は、当該非課税であることがわかる書類(給与所得等に係る市民税・県民税・特別徴収税額の決定・変更通知書等の写し、または所得証明書の原本)を添付してください。 なお、当組合がマイナンバーによる情報連携を行い課税状況を確認することへの「同意書」を提出することで、非課税であることがわかる書類を省略することができます。	

上記のとおり報告します。

福井県市町村職員共済組合 理事長 様

令和 年 月 日

報告者

住所

氏名

印

(自署の場合、押印は不要です。)

入力者

入力年月日

受

付

記入要領

＜市町村の条例等による医療費助成の受給＞についての報告 留意点

共済組合では、組合員や被扶養者が医療機関で支払った自己負担額が一定額を超える場合には「一部負担金払戻金」「家族療養費附加金」等が給付されます。
しかし、これらの給付金は、組合員又は被扶養者が、市町村の条例等に基づく医療費の助成を受けている場合には、その限度において支給されないこととなっています。
したがって、この報告書の提出がなかった、又は、提出が遅れたことにより「一部負担金払戻金」「家族療養費附加金」等が誤って支給された場合には、全額返還していただくことになりますので、報告漏れのないようお願いします。

医療受給者証のコピーは、この位置に、のり又はホッチキスで、確実に貼り付けてください。

- 1 当組合の組合員及び被扶養者で「市町村の条例に基づく医療費に関する助成」を受ける方について報告してください。
- 2 医療受給者証のコピーを添付してください。
該当者が複数ある場合には、該当者全員分のコピーを添付してください。
医療受給者証のコピーは、右上面に、のり又はホッチキスで確実に貼り付けてください。
- 3 法律に基づく公費負担医療^{*}については、報告の必要はありません。
^{*} 法律に基づく公費負担医療とは・・・
・身体障害者福祉法 ・児童福祉法 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
・母子保健法 ・結核予防法 ・特定疾患治療研究事業 ・小児慢性特定疾患治療研究事業
などです。
- 4 ①～⑤欄は、上記1に該当する方全員を記入してください。
- 5 ②欄は、組合員本人の場合、本人と記入してください。
被扶養者の場合、「子」ではなく、「長男」「長女」等、具体的に記入願います。
- 6 ③欄の公費コードの欄は、表面中段の「※公費コード」のうち、該当する番号を記入してください。
該当する番号がない場合は、当該助成を受けている条例の名称を記入してください。
- 7 ④欄は、受給の開始、停止、又は更新の別で、いずれかに○をつけてください。
- 8 ⑤欄は、当該医療費助成が開始、停止、又は更新となった年月日を記入してください。
開始又は停止した場合は、その年月日を記入してください。
更新した場合は、「令和(当年度)年8月1日」と記入してください。

＜組合員に係る市町村民税の課税状況＞についての報告

⑥欄は、組合員に係る市町村民税の課税状況について報告してください。
(注)のとおり、当年8月1日以降の報告の場合は前年度について、また、当年7月31日以前の報告の場合は前々年度について報告してください。

非課税に該当された場合は、当該非課税であることがわかる書類(給与所得等に係る市民税・県民税・特別徴収税額の決定・変更通知書等の写し、または所得証明書の原本)を添付してください。

なお、当組合がマイナンバーによる情報連携を行い課税状況を確認することへの「同意書」を提出することで、非課税であることがわかる書類を省略することができます。